年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成31年4月22日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 2件

 国民年金関係
 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1800178 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1900003 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 10 月 1 日、喪失年月日を昭和 20 年 9 月 1 日に訂正し、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 8 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和19年4月1日から昭和20年9月1日まで

私は、昭和19年4月にA社に入社し、同社B工場で工員の勤怠等の記録係をしていたが、戦争がひどくなり、同社C工場(D分工場)に変わり終戦後まで働いた。B工場の時は近くの社員寮から徒歩で通勤し、C工場に変わってからは自宅通勤であった。請求期間に勤務していたことは間違いないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に学校卒業後の昭和19年4月から終戦後まで勤務し、事務職として同社B工場及びC工場で継続して働いた旨陳述しているところ、勤務地を異動した経緯、通勤等の状況に係る請求者の説明は具体的であり、当時の状況について記載された社史等の資料及び同社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚の回答又は陳述とも符合することから、請求者の主張には信びょう性がうかがえ、請求者は、請求期間に同社に勤務していたものと考えられる。

また、A社関連社史によると、昭和19年施行の厚生年金保険法に基づき、全従業員を対象として同制度に加入し、保険料は法規どおり労使折半負担とした旨記載されている。

しかしながら、請求者は、日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引票(以下「被保険者台帳索引票」という。)から、厚生年金保険制度が発足し、被保険者台帳記号番号の払出しが開始された昭和 19 年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該記号番号に係る資格喪失年月日について確認できない。

また、日本年金機構は、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳は確認できない旨の回答をしており、加えて、同社に係る戦時下の厚生年金保険被保険者名簿等の記録の管理については、戦災により全て焼失し、現在、保管している被保険者名簿は、昭和21年頃に在籍していた被保険者を対象に復元したものと思われるとしているところ、同社に係る被保険者台帳索引票及びE名簿により確認できる同僚にも厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳が確認できない者が散見する上、復元等により記録が確認できる同僚についても、厚生年金保険被保険者名簿等の記載とオンライン記録が一致しない者が多数あり、年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

以上を踏まえて本訂正請求を見るに、請求者が請求期間においてA社に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主が届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の事情を総合して判断すると、請求者の同社における保険給付の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を厚生年金保険法に基づき厚生年金保険料の徴収が開始された昭和19年10月1日とし、喪失年月日については、同社B工場から同社C工場に異動し終戦後まで働いた旨の回答又は陳述している複数の同僚及び請求者の被保険者台帳索引票の記号番号前後における複数の同僚の同社に係るオンライン記録の喪失年月日が昭和20年9月1日となっており、請求者についても同様の取扱いであったと考えられることから、請求者の喪失年月日を昭和20年9月1日とすることが妥当である。

昭和19年10月から昭和20年8月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間については、上述の社史によると事業主が従業員に対し厚生年金保険法に基づく法規どおりの取扱いを行っていたことがうかがえるところ、昭和19年同法施行により保険料の徴収が始まったのは同年10月からであるため、同制度発足前及び準備期間には給与から厚生年金保険料の控除がなかったものと考えられる。

このほか、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800171 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900001 号

第1 結論

平成23年3月1日から同年6月30日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年3月1日から同年6月30日まで

平成22年12月支給分から基本給が減額されたが、総支給額は増額となっており、厚生年金保険の標準報酬月額の月額変更には該当しないと思われる。請求期間の記録は実際の給与額と異なっているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び年金事務所から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下、「月額変更届」という。)によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成23年3月の標準報酬月額の改定により、従前の34万円から13万4,000円に変更されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金 台帳によると、請求者に係る平成23年3月の標準報酬月額の改定は、同社より給 与額どおりの届出が行われておらず、平成22年12月から平成23年2月までの 平均報酬月額は、基本給は減額しているものの、歩合給等の非固定的賃金が増額 され、従前の標準報酬月額を超えていることが確認できるところ、固定的賃金の 増減と平均報酬月額の増減が一致していないことから、標準報酬月額の改定の対 象とはならない。

また、上述の賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの間、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額を事業主により支払われ、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額(13万4,000円)に見合う厚生年金保険料(1万522円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに

基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間について、事業主が源泉控除していたと認められる厚生 年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同 額であることから厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正 は認められない。 厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800172 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900002 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年9月から昭和46年3月まで

A社に係る厚生年金保険の記録について、平成 29 年 5 月に訂正が認められない旨の決定通知書を受け取った。処分結果に納得できないため、平成 30 年 12 月に審査請求を行うべく年金事務所に出向いたが、期限が経過しており請求できないことを説明された。新たな提出資料はないが、請求期間の年金記録が消されており、審査請求をしたいので再度審議をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i)B社から提出された請求者に係る人事記録 により、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間については在籍が確 認できるものの、同社の担当者は、昭和 46 年3月1日に厚生年金保険被保険者資 格を取得するまでは試用期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておら ず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述していること、ⅱ)上述の人事記録 における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オ ンライン記録と一致している上、B社は、当該記録は同社で保管する原簿を基に 作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が誤って記録されて いたと主張するCという氏名での年金記録も確認できない旨回答していること、 iii) D健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記録について、 被保険者情報の保存期間が経過しており記録を確認できない旨回答しているこ と、iv)請求者が記憶するA社の同僚3名のうち、2名は既に亡くなっており、 請求者は残る1名への照会を希望しておらず、同僚からは請求者の請求期間に係 る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないこと、v)日本年金機 構が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚 生年金保険被保険者資格を取得している者(整理番号134947番から231920番ま で)の記録を確認したものの、氏名(請求者が主張する誤った氏名を含む。)及び 生年月日が請求者と同一の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことなどから、すでに平成29年5月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が消された旨強く主張し、審査請求をするために再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出もなく、請求者の主張のみでは、 上述の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、 上述の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金 保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことを認めることはできない。